

公定価格における取扱いについて (令和8年度における変更点等)

札幌市子ども未来局施設運営課

令和8年度における変更点等

①学級編制調整加配の見直し

○幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)等の改正により、令和8年4月1日から、学級の幼児数が35人以下から30人以下になることに伴い、加配が可能な施設の要件について、**現行の「36人以上」の下限を「31人以上」に改定**する。

② 定員21～40人の保育所等の調理体制の充実

定員40人以下の保育所及び認定こども園の基本分単価においては、調理員1名(常勤職員)を配置しているところ、1名で一定数の調理を行うことの困難性を考慮し、定員21人から40人までの定員規模の施設に、繁忙時間帯に追加の調理員(非常勤職員)を配置するための費用を算入する。

なお、積算上は、週5日(平日)に、1日当たり4時間の配置をするものとする。

③ 「安全計画の策定等をしていない場合」の減算の創設

○学校保健安全法や児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等において、施設・事業所には安全計画の策定及びその実施が義務付けられているところ、これを行っていない施設・事業所を対象とした**「安全計画の策定等をしていない場合」の減算を創設し、令和8年7月から適用**する。

○減算適用期間は、**未策定の場合は策定された日の属する月まで適用**するものとし、**計画に定める内容が実施されていない状況が1年継続した日の翌月から、当該状況が解消した日が属する月まで適用**するものとし、減算額は1,350円/月とする。。

令和8年度における変更点等

④施設機能強化推進費加算の充実

- 保育所等における防災機能・対策の強化を図るため、施設機能強化推進費加算について以下の見直しを行う。
- ・事業実施や乳幼児の利用等の複数要件を廃止 し、地域型保育をはじめ加算の取得による取組の促進を図る。
- ・居宅訪問型保育事業を対象に追加 。
- ・単価設定について施設の規模を踏まえ、施設型と地域型で区分するとともに、単価の調整 を行う。

改正案 (国資料)

現行
<p>■対象施設 幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業</p>
<p>■単価 16万円（全施設・事業）</p>
<p>■要件</p> <p>① 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注1・注2・注3）を行う施設であること。</p> <p>（注1）取組の実施方法の例示 i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</p> <p>（注2）取組に必要な経費の額 取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。</p> <p>（注3）支出対象経費 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）</p> <p>② 以下の事業等を複数実施すること（以下は保育所の場合の複数事業を記載） i 延長保育事業、ii 一時預かり事業（一般型）、iii 病児保育事業、iv 乳児が3人以上利用している施設、v 障害児が1人以上利用している施設</p>

見直し後
<p>■対象施設 幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、<u>居宅訪問型保育事業所</u></p>
<p>■単価 保育所・幼稚園・認定こども園 <u>20万円</u> その他事業所 <u>10万円</u></p>
<p>■要件</p> <p>① 同左（（注2）の要件の額は単価の額と合わせる）。</p> <p><u>② 廃止。</u></p>

令和8年度における変更点等

⑤保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し

○令和8年度からこども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)が全国で実施される。同事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する重要な事業であり、各地域における質の高い提供体制の確保に向けて、日々教育・保育に取り組む幼稚園、保育所、認定こども園等において積極的な実施が進められることが期待される。

○主幹教諭等専任加算、主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算、高齢者等活躍促進加算及び主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合の減算の、複数事業等実施要件について、乳児等通園支援事業の実施を選択肢の一つに追加し、実施の促進を図る。

令和8年度における変更点等

⑥障害児保育の充実のための専門職の活用等①(療育支援加算の見直し)

○障害のあるこどもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化(インクルージョンの推進)を図る ため、主任保育士等が地域住民等の子どもの療育支援に取り組むために主任保育士等の代替職員を配置する「療育支援加算」について、以下の見直しを行う。

・専門職(※)を配置する又は派遣を受けるための費用 を算定できる新たな区分を設ける。

(※)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育及び助言の経験が5年以上の者。いずれも子ども・子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育及び助言の経験」は、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言を業務としていた経験をいう。なお、看護師又は准看護師を配置する又は派遣を受ける場合、受け入れている障害児が医療的ケア児である場合に限るものとする。

・取組内容として、

- ①他の職員への助言・援助や研修、計画作成、カンファレンス等を通じた施設内の障害特性等に対応した教育・保育の強化
- ②障害児支援(児童発達支援、保育所等訪問支援等)を利用しているこどもについて当該障害児支援の事業者との連携調整と情報共有
- ③障害のあるこどもの家族への助言・相談支援
- ④児童発達支援センター等地域の関係機関とも連携したインクルージョン推進の取組 等を求める(取組の必須化)。

○家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業についても、上記を内容とする「療育支援加算」を新たに創設 する。

○令和7年度において療育支援加算を算定している施設・事業所については、新たに示す取組を実施するための準備期間として、令和8年9月末日までは、従前の取組を行うことでも本加算を算定できるものとする。

令和8年度における変更点等

⑥障害児保育の充実のための専門職の活用等②(保育士みなし特例)

○障害のある子どもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化(インクルージョンの推進)を図ることが重要。

○専門職の活用について、療育支援加算の見直しとあわせて、施設・事業の人材確保の状況にあわせた対応が可能となるよう、現行の看護師等と同様に、専門職について、1人に限り職員配置基準において保育士とみなすことができる特例を設ける。

○保育所及び認定こども園では、看護師等のみなし特例と専門職のみなし特例は併用(看護師等と専門職の2人を保育士とみなすこと)を可能とするが、この場合それぞれ別の保育士から支援を受ける体制を求めることとする。

改正案
(国資料)

新

専門職の保育士みなし特例

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)、又は障害児の療育若しくは障害児に係る療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当する者であって、子育てに関する知識及び経験を有するものを1人に限り保育士とみなすことが可能

※ 子育て支援に係る業務に3年以上従事経験を持つ者とした上で、専門職が保育を行うに当たっては保育士の支援を受けることが必要

※ ①と⑤で看護師等と専門職の2人を保育士とみなすことも可能。ただし、これらの者が保育を行うに当たってはそれぞれ別の保育士の支援を受けることが必要

令和8年度における変更点等

⑦「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算の創設

○子ども・子育て支援法第58条第2項により経営情報等の報告が義務化されたことに伴い、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、毎事業年度終了後5か月以内に当該報告を行う必要があるところ、当該取組を行っていない施設・事業所については基本分単価の減算を行うこととし、令和8年7月から適用する。

○減算の適用は、報告期限から3か月以上経過しており、

・経営情報の報告が行われていない場合や

・誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない場合(※)に、

期限の属する日の翌月から報告等がなされる日の属する月までの間、算定を行うこととする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が認める期間は減算を適用しないものとする。

(※)修正の報告について、再度修正を必要とする場合、市町村が必要と認める場合、改めて指摘を行った日から概ね1か月以内の期限を設けるものとする。

都道府県又は市町村が報告内容について施設・事業所に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第8条第6項に該当する場合またはこれに準ずるものと市町村が認める場合には、再度指摘を行い1か月の修正期限を設けることなく、当初の指摘から概ね1か月が超過した翌月から、減算を適用することができる(「市町村が認める場合」は、報告内容や施設・事業所の状況等を勘案して判断するものとする)。

○減算額は基本分単価に5%を乗じた額とする。

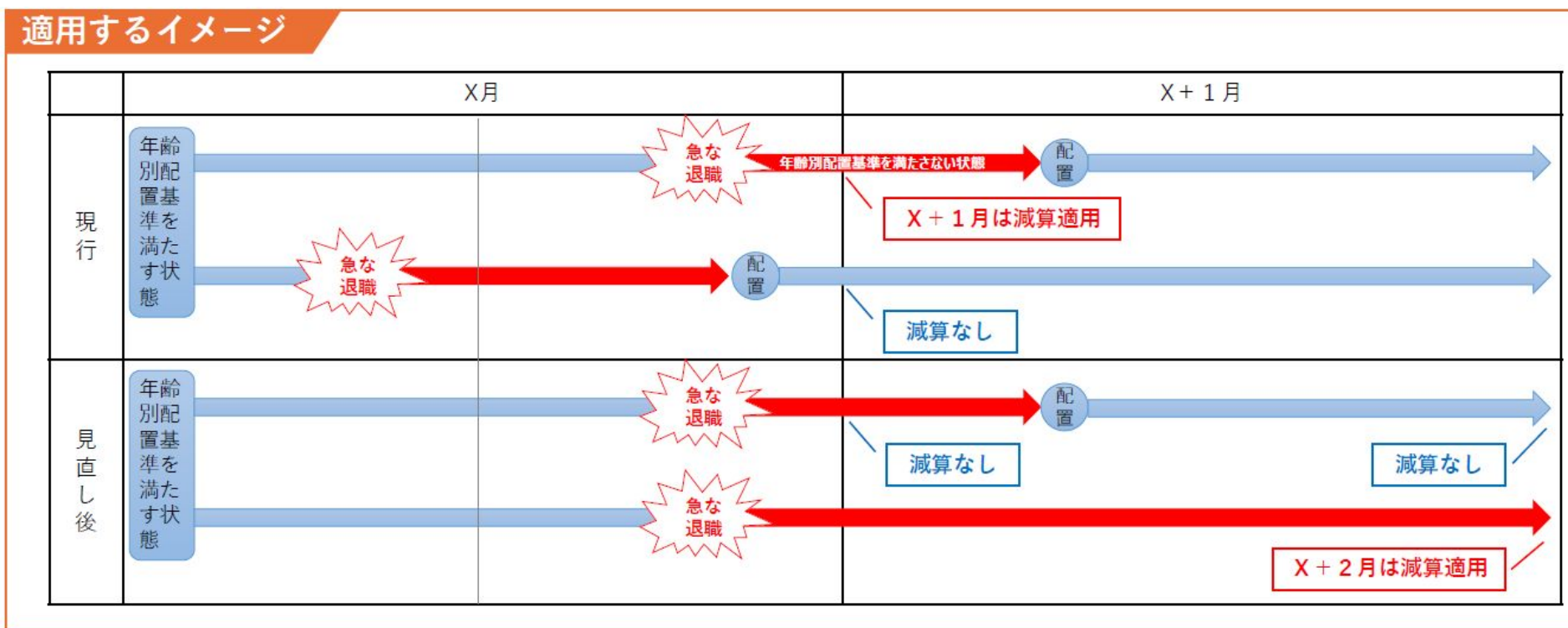
※令和7年度報告分が未報告であって報告期限から3か月以上経過している場合、令和8年7月の請求分から減算を適用する。

令和8年度における変更点等

⑧年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミングの見直し

- 年齢別配置基準は、月初の利用児童数と職員の配置状況に応じて満たす・満たさないを判断している。
 - 幼稚園及び認定こども園においては、「年齢別配置基準を下回る場合」の減算があり、年齢別配置基準を満たさないとき、教員1名分の人件費を減算する取扱いとしている。
 - 現行の運用では、急な退職が月の2日に生じた場合も、30日に生じた場合も、その翌月の1日には年齢別配置基準を満たしていない場合に減算が生じることとなる。
 - そこで、人材確保に一定の猶予を設ける観点から、月の15日以降に職員が退職等をしたことで年齢別配置基準を満たさなくなる場合、その翌々月から減算が生じることとする。
- ※なお、この取扱いは減算に係る取扱いであり、3歳児配置改善加算等の加算を算定する際の取扱いは従前のままとする。

改正案
(国資料)



令和8年度における変更点等

⑨保育ICT推進加算(仮称)の創設

○保育所等において、テクノロジーの活用による業務改善を推進し、業務負担の軽減、教育・保育の質の確保・向上を図るため、

ICT活用の責任者(※1)を置いた上で、

①業務において、**4つの機能(※2)を持つICTの活用、**

②給付・監査について、**保育業務施設管理プラットフォーム**の活用(※3)、

③入所・入園の調整等において、**保活情報連携基盤**の活用(※3)、

を行う施設・事業所に対して、ICT活用に係る費用を加算する。

(※1)当該責任者は、ICTの導入・活用について施設内で中心となって取り組み、他の職員の相談に対応すること。

(※2)4つの機能:園児の登園及び降園の管理、保護者との連絡、保育に関する計画記録及びキャッシュレス決済に関する機能。

(※3)令和8年度においては施設においてアカウントの発行を受けていて、令和9年度以降に活用する予定であることをもって算定可能とする。

【活用の具体的な内容は、令和8年6月までを目途に示す予定。】

○なお、**ここdeサーチにおける施設の運営状況に関する情報の最新化(※)**を行っていない施設・事業所は本加算の対象外とする。また、「保育所等におけるICT化推進等事業」による補助を受け、システムの導入等を行った年度は本加算の算定はできないものとする。

(※)例年、5月に最新化の依頼を行っているところ、これを9月末までに対応し、更新又は更新なしの処理を行う。また、最新化がなされていない又は情報に誤りがあって、

市町村から保育所等に対し、最新化・修正の指摘があった際には適切に対応する。適切に対応がされていない場合は当該年度の加算の算定は認めないものとする。

○単価は、規模を踏まえて施設型と地域型で分けて設定する。

・各種資料

◆全国こども政策関係部局長会議

こども家庭庁 <https://www.cfa.go.jp/councils/kodomoseisaku-bukyokuchokaigi>



ホーム>会議等>審議会・検討会・研究会等>全国こども政策関係部局長会議

今後更新予定となっております。(2026/1/16時点未更新)
適宜ご確認ください。

今回の変更点を踏まえた、加算要件の具体的な判断基準や確認書類等は決まっておりませんので、次年度の加算適用申請書等の依頼のタイミング等で改めて周知いたします。

